説明資料：本庄市こども計画（素案）について

１　計画の趣旨

「こども基本法」では、都道府県は、国の大綱を勘案して、「都道府県こども計画」を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

市では、平成２７年度より、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の改善とこどもの豊かな成長を支援する各種事業の推進に努めてきました。

本計画は、「第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受けて、これまでの本市の取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定めるため「本庄市こども計画」を策定するものです。

なお、子ども・子育て支援法に規定される市町村子ども・子育て支援事業計画で定められた５年間（令和７年度～令和11年度）としています。

２　計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条第２項の規定による「市町村こども計画」に該当するものです。この「市町村こども計画」は、「法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」と一体的に策定することができるとされています。

本計画は、こども施策に関する事項を定める計画の内容を含む計画とし、こども分野の総合的な計画として推進します。

　　※こども計画に内包することができる計画の一例

「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法第６１条）

「子どもの貧困対策計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条）

「子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法第９条）

３　計画の対象

　　本計画は、本市に居住する全てのこども・若者と子育て家庭を対象にするものであり、本計画における「こども・若者 」とは、概ね40歳未満の市民を指します。

４　本市の子ども・子育てを取り巻く現状（素案から抜粋）

こども若者（0～39歳）の人口についてみると、令和元年から令和６年まで全ての年齢層で減少しており、全体として1,846人の減少となっています。

■こども・若者の人口の推移■



資料：住民基本台帳（各年10月１日、令和６年は５月１日現在）

近年の合計特殊出生率をみると、本市、埼玉県、全国ともに低下傾向にあり、本市は埼玉県、全国の水準を下回っています。

特に、本市においては令和４年の合計特殊出生率が1.05を記録しており、前年から大きく低下しています。

■合計特殊出生率の推移■



資料：「埼玉県の人口動態概況」

５　計画の基本理念と基本目標

　　「こども基本法」や「こども大綱」の目的や理念を勘案するとともに、本市の現状や課題を踏まえ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

また、基本理念に基づき５つの基本目標の下、18の方向性を定め、その方向性に則した事業を実施することで計画の進行を図ります。

**基本理念**

**こどもの育ちと幸福を社会で支える**

**「こどもまんなか」のまち　本庄**

**基本目標１　　こどもまんなか社会の実現に向けた体制整備**

**基本目標２　　次世代の健やかな成長の支援**

**基本目標３　　こどもの貧困の解消**

**基本目標４　　社会における子育て支援環境の向上**

**基本目標５　　子ども・子育て支援事業の推進**

６　計画の推進に向けて

　（１）計画の周知

子ども・子育て家庭の支援に対する意識の啓発を図るため、計画策定の趣旨や基本理念、基本目標や各取組等について、広報ほんじょう、本市ウェブサイトなどを通じて周知し、計画の理解促進を図ります。

（２）こども・若者の意見聴取

こども基本法において、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められおり、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるための必要な措置を講ずることが義務付けられています。こども・若者の意見を聴く体制・環境を工夫し、こども・若者の意見形成や意見表明の機会が確保される取組に努めていく必要があります。

（３）計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、関係部署が密接に連携し、計画の推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図ります。また、本庄市子ども・子育て会議や関係機関等と計画の進捗状況を共有する等の連携を維持し、こども及び子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図ります。

７　計画の素案を御確認いただく上での留意点

（１）空欄や空白について

　　関係課等との調整中につき空欄となっている箇所や編集の都合により空白となっている頁がありますが、当該箇所は今後校正を行います。

（２）第４章　団体調査結果からみた本庄市の現状について（４４頁）

令和６年８月に、子育て中の保護者やこどもにふれあう機会の多い市内１１２の団

　　体に、アンケート調査を実施しました。

　　　アンケート結果について、入力・集計作業中につき現時点で未掲載となっていますが、２５日の会議資料では掲載を予定しています。

　（３）第６章　計画の推進について（５２頁以降）

　　　５つの基本目標の下、18の方向性とその方向性に則した事業を掲載しています。

また、新らしく実施を検討している取組や事業及び取組・事業自体はこれまでも実施しているが現行計画に未掲載のものなどは空欄となっている箇所があります。

　　　担当課と調整の上、掲載を予定しています。

　（４）基本目標５　子ども・子育て支援事業の推進について（８１頁以降）

　　　基本目標５は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業の推進を図るため、計画期間における子育て家庭のニーズに応じて各子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対するサービス提供体制の確保量を掲載するものです。

　　　８２頁から８４頁までと８６頁から９４頁までの内容について、現在量の見込みを算出していることから、未掲載となっています。

　（５）第８章　資料編について（９９頁以降）

　　　現在作成中につき、未掲載となっています。

（６）計画の素案を確認していただくにあたって

本計画の内容や、こども・若者、子育て家庭などのニーズを満たすために必要な取組

やこども施策が計画に盛り込まれているかなどについて、各委員の立場・目線で御確認

いただき、御意見賜れれば幸いです。